



【事例1】 ブルが生じないよう気
を付けましょう。
▼不動産仲介業者に
行き、写真で見た賃貸
アパートについて書類
事項説明を受け、敷金、
賃料、仲介手数料など
を支払った。契約書を
もらつたが署名押印は
していないので、契約
が成立したとは考えて
いなかった。帰りにア
パートを見るのは、ダメ
といふと見なされるでし
ょう。たとえ入居前で
あっても、原則として
契約書に従い所定の料
金を支払うことになり
ます。解約する場合、
敷金以外は返金されな
いことが多い、全額返
金は難しいと思われま
す。

【事例2】

▼住み始めた賃貸ア
パートに「ヨキアリが多
く出る。冬は窓を閉め

これから春先にかけ
て、新社会人や学生な
ど、新しい生活をスタ
ートさせる人がたくさん
いる。転出先で賃
貸住宅を借りる時は
次の点に注意してく

【アドバイス】
一般的に重要事項説
明を受け、契約内容を確
認していれば、契約書
に署名押印していなく
ても、契約は成立して
しまう。

う。後日、入居を取り
やめたいと言つたが、
契約をしているので全
額は返金できないと言
われた。

生徒 パート

ブルが生じないように
気を付けましょう。

パートを見るのは、ダメ
といふと見なされるでし
ょう。

【トラブルに遭わない
ために】

県外に転居する時などは、実際に物件を見ず
に、ネット上などの情
報だけで申し込みや契
約をすることが考えら
れます。ですが、それはトラン
ブルの原因になります。
必ず建物や部屋の状況、日照、騒音、周辺環境など生活する上
で大切なことを、自ら信
りのかいつか判断しま
しょう。

物件を見てから契約を

トラブルに遭つた時
や心配な時は、最寄り
の市町村の消費生活相
談窓口やアイネスに相
談してください。県外
にも消費生活相談窓口
があります。(県消費
生活・男女共同参画ア
イネス) 97-5334-099
9-消費生活相談電
話)